

地方のたばこ税（道府県たばこ税及び市町村たばこ税）の概要

○課税主体・・・小売販売業者の営業所等所在の道府県及び市町村

○課税客体・・・売渡し等に係る製造たばこ

○納税義務者・・・製造たばこにつき、小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者

○課税標準・・・売渡し等に係る製造たばこの本数

○徴収方法・・・申告納付

○税率（円／1,000本） (R2.10.1時点)

国のたばこ税	7,122円
たばこ税	6,302円
たばこ特別税	820円
地方のたばこ税	7,122円
道府県たばこ税	1,000円
市町村たばこ税	6,122円
合計	14,244円

○税収・・・19,753億円(平成30年度決算額) (国:地方=1:1)

たばこ税	8,613億円	} 9,861 億円
たばこ特別税	1,248億円	
道府県たばこ税	1,389億円	} 9,892 億円
市町村たばこ税	8,502億円	

※端数処理の関係上、合計額が一致しないことがある。

(参考)

たばこ1箱 価格内訳
(例:小売定価 490円の場合)
<令和元年10月1日時点>

